

公益社団法人 日本精神神経学会 委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会（以下、「この法人」という。）の定款第53条の規定に基づき、この法人に設置する委員会に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 この法人の事業を推進するため、理事会は委員会を設置し、委員会は理事長、理事会の諮問に応じ重要事項を審議し、又は総会議決事項の執行にあたり理事会を補佐する。

(名称と職務)

第3条 この法人の委員会の名称及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

第4条 委員会の構成は、委員長1名および委員若干名とする。
2 委員は、会員をもって充てる。
3 会員以外の者は、参考人として委員会に参加させることができる。
4 委員会に担当理事をおく。

(委嘱)

第5条 委員会の委員は、理事会の議を経て、会員の中から理事長が委嘱する。
2 委員長は、委員会の中で互選する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(報告)

第7条 委員会の委員長は、審議内容及び活動状況を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
2 前項の報告は、理事会への文書による報告および理事会での口頭報告とする。

(経費)

第8条 委員会の活動にかかる経費は、この法人が負担する。ただし、委員は無報酬とする。
2 ただし、以下の場合に報酬等を支払うことができる。なお、支払額については、別途、定めるものとする。
(1) 外部委員
(2) 参事
(3) 編集事務局員
(4) 精神科専門医試験のための面接委員
(5) その他、理事会で承認を得たもの

(規則の変更)

第9条 この規則の変更は、代議員総会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程の施行に関し必要な事項は、別途定める。
- 2 この規則は、公益社団法人日本精神神経学会設立の登記の日から施行する。

別表

委員会の一覧